

## 2 市の業務に不備がなかった事例（要約）

### （1）落雷から避難している間の自転車の撤去

落雷を避けるため、緊急避難として自転車を市内の自転車等放置禁止区域にやむを得ず駐輪し、天候の回復を屋内で待っていた。

天候が回復した頃、自転車を取りに戻ったところ、放置車両として撤去されていた。そこで、市の担当部局に電話して事情を話したが、「落雷を避けることは緊急避難にあらず、撤去費用は免除できない」と言われた。

結局、撤去料を支払って自転車を引き取ったが、今後、このような場合には、撤去費用が免除されるように改善してほしい。

## オンブズマンの判断

### 1 本件の経緯について

申立人は、当日の午前 11 時過ぎに雷鳴を聞き、落雷を避けるために放置禁止区域内に自転車を置き、最寄りの店舗に避難し、その後、同店内で時間を過ごしてから、午後 3 時頃に自転車を置いた場所に戻っています。

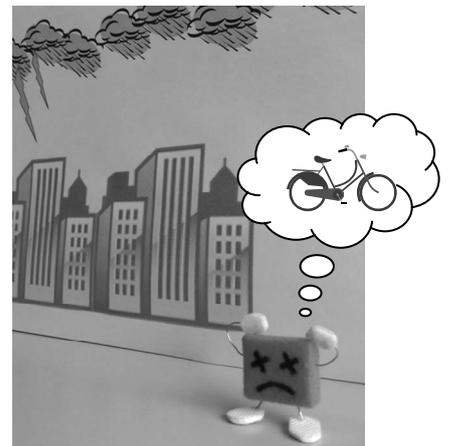
市は所定の手続により、12 時 45 分頃、本件自転車に移動を命じる警告札を付け、午後 2 時頃、市職員が立ち合い、委託業者により、本件自転車の撤去が行われています。このとき、雷鳴は聞こえず、雨もほとんど降っていなかったと思われま

### 2 撤去費用免除規定の適用について

市の要領によれば、放置自転車の撤去費用が免除されるのは、当該自転車が盗難にあったものである場合のほか、急病等緊急やむを得ない事情が確認できる場合に限られています。

本件のような「緊急避難」も、事態が極めて緊急性を要し、他に講ずるべき手段がなく、駐輪後も可能な限り正常な状態に復帰できる体勢を取っていることなどの要件を満たす限り、この事情に該当し得ると考えられます。

本件自転車の駐輪が、これらの要件を満たしているかどうかですが、雷鳴が聞こえたことが極めて緊急であったか、放置禁止区域内に駐輪する以外に講ずるべき手段がなかったか、正常な状態に復帰できる体勢でいたかなどについて、いずれも積極的な肯定はできかねます。従って、本件における市の対応に特に問題はないと考えます。



## (2) 妊婦健診手続の不十分な説明と費用の返還

札幌市に転入後、市内の病院で妊婦健康診査を受診した。後日、区の保健センターに電話し、「病院での妊婦健診の助成手続をしたい」と伝えたところ、職員から、「妊婦健康診査受診票の申込みをしていないので、助成は受けられない」と言われた。

私は、札幌市に転入した際、一度で全ての手続を済ませられるよう、あらかじめ区役所のホームページで、必要な書類を確認してから、手続に行ったが、ホームページには、妊婦健康診査受診票について、一切記載されておらず、区役所や保健センターで諸手続を行った際も、職員から何も説明はなかった。

このような市の対応は、極めて不十分であり、私が負担した妊婦健診の費用を返還してほしい。

## オンブズマンの判断

### 1 妊婦健康診査費用の償還について

市によれば、妊婦健康診査の受診票は、市民が保健センターに妊娠届を提出した際に母子手帳と共に交付されるものですが、妊婦が市外から転入した場合は、転入前の市町村で交付された受診票と母子手帳を保健センターに持参して、札幌市の受診票の交付手続をする必要があるとのことです。

そして、妊婦健康診査費用の助成（償還）については、札幌市の受診票の交付を受けた妊婦が、里帰り出産等により札幌市外に所在する産科婦人科医療機関等において健康診査を受診した場合は対象となるが、本件のように、札幌市に住民登録をしていながら札幌市の受診票の交付を受けていない場合は、対象にはならないとのことです。

オンブズマンは、健康診査費用の償還の可能性について、関係要綱等を精査しましたが市の回答のとおりであり、現行制度において、申立人に対して健康診査費用の償還を不可能とした市の対応に不備はないと考えます。

ただ、オンブズマンが他市町村での健康診査費用の償還払いの対象について調べたところ、本件のように、市外から転入された方が受診票の交付手続を行うことを忘れてしまった場合であっても、償還払いの対象になる自治体もありました。今後、札幌市においても、要綱等の改正を含め、本件のような場合の救済策を検討していただきたいと思えます。

## 2 制度の周知方法について

妊婦健康診査費用の助成は、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする国の施策です。妊婦には確実に健康診査を受診できるようきめ細かな配慮が必要です。

市は、現在、この助成制度について、ホームページ、転入者用リーフレット、母子手帳交付時の説明、ポスター掲示などによって手続の周知を図っているとのことです。

本件苦情を受けて、市は市外からの転入者に対してより分かりやすい説明となるように、ホームページの掲載内容について再検討し、改善していきたいとのことです。それに加えて医療機関等の委託機関に対して、受診票によらずに自費で健康診査を受診する妊婦については、受診票の交付申請の有無を確認するよう依頼するなど、妊婦に直接的に注意喚起する工夫が必要であると考えます。

## 3 職員の説明について

申立人は、健康診査費用助成制度について、職員から説明があれば、本件のようなことは起こらなかったと述べています。

市は、職員に必要な指導を行い、健康診査に関する手続や問合せに日々対応しているとのことであり、本件についても、申立人が保健センターに来られた際に、申立人の方から健康診査について、問合せがあれば、十分対応ができたとのことです。

オンブズマンは、市のこのような対応は通常の職務行為であり、不適切な対応であったとは言えないと考えます。ただし、本件のようなことが二度と起こらないようにするために、職員は市民の立場に立って考え、また、市民が気軽に職員に分からないことを聞ける環境にしていく努力が一層求められていると考えます。

### **市の改善等の状況** ※平成 24 年 10 月フォローアップ調査

- ① 区のホームページの内容を見直し、市外から転入した場合に必要な手続として、妊婦健康診査受診票の交付申請手続に関する項目と説明を追加しました。
- ② 産科婦人科医療機関等の委託機関に対して、市外から転入された方で受診票によらずに自費で健康診査を受診する妊婦について、受診票の交付申請の有無を確認するよう依頼文書を発送する予定です（平成 24 年 11 月発送済み）。

### (3) 海外転出時の課税に関する職員の誤った説明

1年間の予定で海外に行くことになり、区役所の戸籍住民課で国外転出の手続きを行い、その際に住民税の取扱いを質問したところ、「1月1日現在日本に居住していない場合は非課税となる」との説明を受けた。

その後、当初の予定よりも早く帰国して札幌に戻り、転入手続の後、保健福祉関係の窓口で諸手続きを行ったところ、1月1日は日本に住所がないことから、収入はゼロの取扱いになると言われた。

ところが、その後、給与から住民税が差し引かれていることが分かり、市税事務所に電話したところ、「1年未満の海外勤務の場合は、日本にいたこととして計算される」と説明され、その根拠は、昭和43年の国の通達だと言われた。

出国前に、職員から「非課税になる」と説明を受けたのに、40年以上も前に出された通達に基づいて課税されることに納得がいかない。

## オンブズマンの判断

### 1 区役所戸籍住民課窓口での説明について

申立人によれば、窓口で対応した職員が、住民税について、「1月1日現在日本に居住していない場合は非課税となる」と説明したとのことですが、もしそのように説明したとすれば、それは正確性を欠くものです。

ただし、窓口では日々多数の問合せが寄せられており、職員がこうした説明をしたか否かについて、事実の確認が難しく詳細を確かめることはできませんでした。

市では、今後とも、市民に対して親切かつ丁寧な説明を心がけるとともに、転出者に対して案内パンフレットを渡す等の対応をしていくとのことでした。

オンブズマンとしては、市に対し、国内はもとより、海外との関係での転出入について、よりきめ細かい案内文書等を工夫することを要望します。

### 2 住民税の課税について

本件において、市は、申立人の海外滞在期間が1年未満であることから、賦課期日（1月1日）現在、日本に住所がないものの、住民税を課税しています。

市の説明によれば、国外転出者に対する住所の認定に当たっては、総務省（旧・自治省）からの個別通知「外国人等に対する個人の住民税の取扱いについて」（昭和41年自治省税務局長通達）に基づき、その者の生活の本拠地を個別の実情に応じて客観的に判断することによって行うとのことでした。

そして、当該通達では、地方税法の施行地外で継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合は、住所を有しないと推定してさしつかえないことが示されており、本件の住民税課税は、これに基づいて行っているとのことです。

通達は、行政の統一性を確保するために、国等が地方自治体等に対して発する法令解釈であり、地方自治体等はその通達に拘束されます。従って、市が、本件通達に基づき、申立人に課税したことについて、特に問題はないことになります。

今後、申立人のように、勤務等で海外に転出される方が増えて行くことが予想されます。市には、海外転出される際の住民税の取扱いについて、周知徹底を図っていただきたいと思います。



## 市の改善等の状況 ※平成25年4月フォローアップ調査

### 1 区役所戸籍住民課の改善状況

- (1) 市外へ転出する方にお渡ししているパンフレットの内容を見直し、国外に転出する方への市税に関する問合せ先を掲載します。
- (2) 他の部署の業務に関する質問に対しては、一般的な内容をお答えし、詳細は、直接担当課に確認していただくようご案内しています。

### 2 財政局市民税課の改善状況

- (1) 市のホームページの内容を更新し、国外転出の際の住所地の判断方法や、住民税の取扱いについて記載しました。
- (2) 市税のパンフレット「私たちの市税」に国外転出の際の住民税の取扱い等について掲載します（平成25年度版に掲載）。

#### (4)「さっぽろ保育ルーム」の選考基準

私は、保育所を経営しており、昨年度の「さっぽろ保育ルーム」の募集にB型(札幌市が独自に定めた基準を満たす施設)で申請したが、認定されなかった。市が保育の質と安全性の高いA型(国が定める認可保育所の基準を満たす施設)を重視した結果、A型が多く認定された。

そこで、今年度の募集に際し、A型の基準を満たすための保育施設の改善計画を添え、A型として申請を行った。

ところが、今年度はA型よりもB型が多く選考され、私の経営する保育所は、認定されなかった。募集要項では、A型優先で認定するとしながら、なぜ、B型を多く認定する結果になったのか納得がいかない。

A型として認定できないのであれば、その施設を再度B型として認定するといった柔軟なシステムを考えるべきではないか。

### オンブズマンの判断

#### 1 A型認定よりもB型認定の方が多いい選考結果について

市の説明によれば、選考方法は、申請のあったA型、B型ともに選考基準を満たすものの中から評価順位を付け、まず初めに、A型施設について順位の高い順に、各施設の状況に応じた想定補助額を予算の範囲内で割り振って認定していくとのことです。そして、予算残額ではこれ以上A型認定ができない場合、補助額がA型よりも低いB型の中から評価順位の高い順に、予算残額の範囲内で想定補助額を割り振って認定していくとのことです。

この結果、今年度は、結果としてA型よりもB型認定の方が多くなりましたが、補助額の予算は限られており、市の選考方法に問題はないと考えます。

#### 2 A型として認定できないのであればB型として認定することについて

市の説明では、A型の認定を申請する施設は、その基準を満たすための人的、物的整備を行うことになるが、結果として、A型ではなくB型の認定を受けるということになると、A型の半額の補助しか受けられず、また子どもの年齢によっては、まったく補助が受けられないこともあり、施設の負担が大きくなるのでA型認定に代えてB型で認定するのは適当ではないとのことです。

オンブズマンは、上記の市の説明は十分に理解できます。

待機児童の解消は国の喫緊の課題となっています。市においても待機児童の解消に向け、また保育の質の向上と安全性の確保の上から、保育所施策の一層の充実を期待します。

### 3 調査をしなかった事例（要約）

#### 店舗前道路の除雪に伴う被害

国道沿いで店舗を構え商売をしているが、除雪により、店舗前の駐車スペースが使えなくなるくらい、高い雪山を盛られることがある。

そのため、除雪について、北海道開発局に再三お願いしているものの、改善されることはなく、連絡をした際の対応も悪い。

#### オンブズマンの判断

今回、申立てのあった苦情は、北海道開発局という、国の機関が行った除雪に関するものです。

札幌市オンブズマンが所轄する事項は、札幌市の業務に関するものに限られておりますので、今回の苦情について、オンブズマンは調査を行わないことにいたしました。

